梅田小学校

ＰＴＡ会則

（保存版）

茅ヶ崎市立梅田小学校ＰＴＡ

茅ヶ崎市立梅田小学校ＰＴＡ（保護者と教職員の会）会則

第１章　　名称及び本部

第１条　本会は、茅ヶ崎市立梅田小学校ＰＴＡ（保護者と教職員の会）と称し、本部を同小学校におきます。

第２章　　目的及び活動

第２条　この会は、保護者と教職員が協力して、子どもたちの健全な成長を助けるとともに会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上に努めることを目的とします。

第３条　この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 子どもたちが健全な生活を送るために、家庭と学校の緊密な連絡を図ります。
2. 子どもたちの教育・生活環境を良くするために努めます。
3. 学校と地域社会の教育活動が、円滑に行われるように協力します。
4. 会員相互の学習を進めると共に、親睦を図ります。
5. 教育予算が充実されるよう努めます。

第３章　　方針

第４条　この会は、教育を本旨とする自主的な団体として、次の方針に従って活動します。

1. 学校・地域社会及び目的を同じくする他の機関・団体と協力します。
2. 特定の政党や思想・宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行いません。

第４章　　会員

第５条　この会の会員は、次の通りです。

1. 梅田小学校に在籍する児童の保護者
2. 梅田小学校に勤務する教職員

第６条　会員は全て平等の権利と義務をもちます。

第７条　会員は、所定の会費を負担します。
会費は、１家庭につき年額 1,200 円とします。

第５章　　組織図

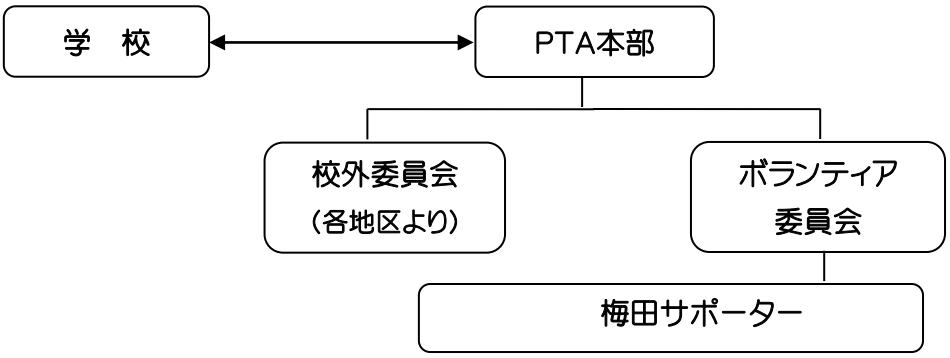

第６章　　会計

第８条　この会の運営及び活動に必要な経費は、会費でまかないます。

第９条　この会の支出は、総会で承認された予算に基づいて行われます。

第 10 条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得ます。

第 11 条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わります。

第７章　　本部役員

第 12 条　この会に次の本部役員をおきます。

1. 会長　　１名（保護者）
2. 副会長　　２名（保護者）
3. 書記　　３名（保護者２名、教職員１名）
4. 会計　　３名（保護者２名、教職員１名）

第 13 条　本部役員の仕事は次の通りです。

1. 会長はこの会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、その決定に基づいて会務を処理します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行します。
3. 書記は総会及び運営委員会の議事ならびにこの会の活動のうち重要な事柄を記録します。
4. 会計はこの会の会計事務の処理と財産の管理にあたり、総会において会計報告をします。

第 14 条　本部役員の任期は１年とします。
再任は認めますが、ただし本部役員の任期は最長２年までとします。

第 15 条　本部役員は総会で承認され、就任します。
その選出方法については、第９章及び細則（1）に定めます。

第８章　　会計監査

第 16 条　この会の会計を監査するために、会計監査３名(保護者２名、教職員１名)をおきます。

第 17 条　会計監査はその年度の会計を必要に応じて随時監査し、その結果を総会に報告します。

第 18 条　会計監査の任期は１年とします。再任は認めません。

第 19 条　会計監査は総会で承認され、就任します。
その選出方法については、第９章及び細則(1)に定めます。

第９章　　本部役員及び会計監査の選出

第 20 条　次年度本部役員及び会計監査の選出は、担当教職員と今年度本部役員が共同で行います。

第 21 条　次年度本部役員及び会計監査候補者の選出方法については、細則(1)に定めます。

第10章　総会

第 22 条　総会はこの会の最高議決機関で、全会員で構成します。

第 23 条　総会は会長が発議し、総会では次のことを行います。
1.前年度活動報告・決算の承認
2.新年度活動計画・予算の審議と承認
3.役員・会計監査委員の承認
4.その他の重要事項の審議

第 24 条　総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会、臨時総会ともに、書面にて開催します。
定期総会は年度初めに、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、
または会員の5分の1以上の要求があったときに開催します。

第 25 条　総会は、全会員の2分の1以上の賛否に係る書面提出によって成立し、会則の改正以外の
議事は書面提出者の過半数の賛成で決定します。可否同数のときは議長の裁決によります。

（令和３年１月、新型コロナウイルス感染拡大後、書面臨時総会にて決議されました）

第 11 章　　運営委員会

第 26 条　運営委員会は、本部役員・校外委員会の代表３名・ボランティア委員会各担当の代表３名・
校長・教頭・担当教職員によって構成します。

第 27 条　運営委員会は会長が招集し、次の仕事を行います。
1. 会務に関する重要な事柄を審議し、その結果を広く会員に知らせます。
あわせて各委員会において立案された活動の連絡・調整をします。
2. 総会に提出する議案及び報告の作成をします。
3. 必要に応じて特別委員会を設置します。

第 28 条　運営委員会及び臨時運営委員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催します。

第 29 条　運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定します。

第 12 章　　委員会

第 30 条　この会の活動を充実させるために、次の委員会をおきます。
担当教職員と連絡を密にし、活動を行います。

1. 校外委員会
学校と連絡を取り合いながら、子どもたちの交通安全や校外生活の健全化を図ります。
2. ボランティア委員会
学校行事等に係る、保護者のお手伝い活動を各種取りまとめます。

第 31 条　各委員会の構成は、次の通りです。

1. 校外委員会は、地区ごとに選出された校外委員によって構成します。
ただし、校外委員・校外スタッフの選出方法は各地区に一任します。
2. ボランティア委員会は、各学年より選出されたボランティア委員 12～20 名程度、合計 70 名程度によって構成します。

第 32 条　各委員会はそれぞれの互選により、代表を選出します。

1. 校外委員会は、代表 3 名を選出します。
2. ボランティア委員会は、各担当より代表 3 名を選出します。

第 33 条　委員の任期は 1 年とします。
再任は認めますが、代表 3 名の任期は最長 2 年とします。
また、各委員会の代表が次のいずれかに該当する場合、任期中であっても代表を変更することができます。
(1)心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき
(2)その他相当する事項が認められるとき
変更にあたって、各委員会において出席者の過半数の同意を得て、代表変更届出書を提出しなければなりません。

第 13 章　　役員及び委員等の兼務

第 34 条　本部役員・会計監査・校外委員及びボランティア委員はそれぞれの任務を兼務することはできません。

第 14 章　　梅田サポーター

第 35 条　本部役員・会計監査・校外委員及びボランティア委員以外の会員を梅田サポーターといいます。ボランティア委員会が企画する作業を行います。
なお、校外スタッフは梅田サポーターとの兼任となります。

第 15 章　特別委員会

第 36 条　運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設置することができます。
特別委員会の構成・任務・権限については、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会で定めることができます。

第 37 条　特別委員会は、その目的を達したときに解散します。

第 16 章　　細則

第 38 条　運営委員会はこの会を円滑に運営するために、会則を補完する細則を定めることができます。

第 39 条　細則を制定し、改廃した場合は、その内容を総会に報告する必要があります。

第 17 章　　改正

第 40 条　この会則の改正には、総会において出席者の３分の２以上の賛成を必要とします。

附　則

この会則は 1994 年(平成 6 年)4 月 1 日から施行します。
この会則は 2011 年(平成 23 年)11 月 1 日から改正し、施行します。
この会則は 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日から改正し、施行します。
この会則は 2017 年（平成 29 年）10 月 18 日から改正し、施行します。
この会則は 2021 年(令和３年）4 月 1 日から改正し、施行します。
この会則は 2022 年(令和 4 年）4 月 1 日から改正し、施行します。

＜細　則＞

（１）本部役員及び会計監査候補者の選出

1. 次年度本部役員及び会計監査候補者の選出手順は、次の通りです。
   ① 学校は立候補及び推薦候補の受付をする旨を全会員に知らせるとともに、役職を明記した立候補及び推薦候補届出用紙を全会員に配付します。
   ② 会員は立候補及び推薦の有無にかかわらず、届け出用紙をのり付けして、期日までに学級担任に提出します。学級担任は職員室に設置された届出受理箱に届出用紙を投函します。
   ③ 学校は当該年度本部役員と共同で届出用紙を確認し、各役職の立候補及び推薦候補者に選出会議への出席を依頼します。
   ④ 学校は担当教職員と当該年度本部役員が共同で選出会議を開催し、立候補及び推薦候補者との協議を経て、本人の承諾のもと、役職別に定数の候補者を決定し、全会員に知らせます。
   ⑤ 役職の定数を超す候補者がある場合は、全会員を対象に信任投票を実施し、信任数の多い者から候補者に決定します。
2. 現本部役員の中から、原則として２名以上が次年度本部役員として残留します。
3. 本部役員のうち、教職員の書記・会計各１名は、教職員の互選により選出します。

（２）会計規定

1. 会費は、年度初めに一括払いで納入します。
2. 転出入に際しては、次の通りとします
   転入時より月額１００円で徴収。
   転出時の返金はしない。

（３）慶弔規定

1. 会員及び児童の慶弔事に際しては表の通りとします。

- 香典

PTA 会員 保護者	金額	PTA 会員 職員	金額
在学児	10,000	本人	10,000
世帯主	10,000	配偶者	5,000
配偶者	10,000	実子	5,000
在学児兄弟	5,000	実父	0
在学児祖父母	0	実母	0

- 対外的慶弔事に関しては、その都度本部と学校で協議する。

2. 教職員の転任・退職に際しては記念品を贈ります。
3. その他特別の場合は、運営委員会で審議決定します。
   ただし、急を要する場合は役員間の協議で代行し、運営委員会に事後報告します。

（４）サークル規定

1. 学習・趣味を同じくする会員が集まって、サークル活動を行うことができます。
2. [目的]サークル活動は会員の親睦を図り、PTA 活動の理解と助成をその目的とします。
3. [活動]梅田小学校 PTA 会則第 2 章及び第 3 章に基づき、学習・趣味を同じくする会員の自由参加により、文化・体育活動を行います。
4. [構成]各サークルは、10 名以上の会員により構成されます。
5. サークルの設立・廃止はサークル代表者(部長)が運営委員会で報告し、承認を得ます。
6. 各サークルは、年度末にその活動及び決算報告を運営委員会に提出します。
7. サークルの運営費は次のように賄われます。

   ①活動費

   ②個人負担金

   ③助成金

   活動費は、各サークルからの申請に基づき、運営委員会で協議し、予算の範囲内で支給します。

   助成金は、会員に還元される単発的なイベントに対して運営委員会の協議を経て、予備費から上限を決めて補助を受けることができます。

   また、年度途中に発足したサークルの助成は次年度から行います。
8. 各サークルは、１年ごとに更新します。
9. 会員以外の OB, OG の参加を認めます。